

公示第142号  
令和4年8月9日

令和4年度航空機部品に係る役務契約希望者募集要領（輸入）

令和4年度航空機部品に係る役務契約（輸入）を希望する者は、下記に基づき応募してください。

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処調達部長  
村岡 良雄

記

1 調達品等の概要

ホームページ記載の別表のとおり。  
航空自衛隊第2補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/asdf/2dep/>

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 海外製造又は修理会社の正式見積(Quotation)を提出することができる者。  
なお、正式見積(Quotation)には、金額、出荷時期又は修理期間、見積有効期限等その他の参考事項を記載すること。
- (4) 納入時に海外製造・修理会社の品質保証書を提出することができる者
- (5) 日本国及び相手国の輸出入許可の手続きがとれる者
- (6) 第2補給処が定めた役務請負契約一般条項(国外修理)を適用して契約を締結することが可能な者であること。
- (7) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (10) 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項を適用して契約を締結することができる者。
- (11) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに

準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。

### 3 応募方法

- (1) 応募する者は、別紙様式の「契約希望申請書」(以下「申請書」という。)及び次の項目を証明する具体的資料(以下「審査資料」という。)を提出しなければならない。
  - ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写
  - イ 海外製造・修理会社又は海外製造・修理会社の認可を受けた者の正式見積(Quotation)の提出
- (2) (1)アについて、前年度と変更がない場合は申請書にその旨記載するものとする。なお、この場合は審査資料の提出を省略することができる。
- (3) 「申請書及び審査資料」(以下「提出資料」という。)は提出期限までに提出先に1部を持参又は郵送するものとする。
- (4) 提出期限 別表のとおり。
- (5) 提出時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの時間を除く。
- (6) 提出先及び問い合わせ先  
岐阜県各務原市那加官有地無番地  
航空自衛隊第2補給処調達部輸入課  
058-382-1101(内線2641)

### 4 仕様書等の閲覧時期、閲覧場所及び交付方法

- (1) 閲覧期限 別表のとおり。
- (2) 閲覧時間 3(5)に同じ。
- (3) 閲覧場所 3(6)に同じ。
- (4) 閲覧方法 手渡しによる交付

### 5 提出資料の審査等

- (1) 提出資料の提出者は、第2補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 提出資料により、契約の円滑な履行能力について審査する。

### 6 審査結果の通知等

審査の結果、契約の円滑な履行能力があるとされた者については、その旨を通知する。その他の者については、非指名通知をする。

なお、指名通知後においても、提出資料の内容に虚偽の記載等が認められた場合、指名通知を取り消す。

### 7 疑義の受付

- (1) 指名されなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して指名されなかった理由(以下「非指名理由等」という。)について、非指名通知をした日の翌日から起算して、5日(休日を含まない。)以内に書面をもって説明を求めることができる。
  - ア 提出時間 3(5)に同じ。
  - イ 提出場所 3(6)に同じ。
  - ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由等について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 8 再疑義の受付

(1) 7(2)の説明に不服のある者は、非指名理由に係る書面を受け取ってから7日（休日は含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再疑義の申立てを行うことができる。

ア 提出時間 3(5)に同じ。

イ 提出場所 3(6)に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、再疑義の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

## 9 審査資料の提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名通知をしない。また、第2補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

(2) 5(1)に反した者は、当該品目の非指名とする。

(3) 提出資料の作成、提出及び説明に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

(5) 提出期間を過ぎてからの提出資料の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

## 10 応募者の義務

(1) 指名された者が複数の場合には指名競争への参加、1者の場合には商議に応じるものとする。

(2) 指名競争の通知を受けた場合には、第2補給処入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

(3) 応募者は、官が交付した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

(4) 前各号の義務に違反した応募者は、第2補給処における応募を一定期間制限することがある。

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処調達部長  
村岡 良雄 殿

所 在 地  
会 社 名  
代表者名

印

当社は、公示第〇〇号（令和〇〇年〇〇月〇〇日）に基づく、

No. :

品 名 :

について、受注体制が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、契約相手方に指名されることを希望します。

添付書類：資格要件証明書（審査）  
資格審査結果通知書（各省庁統一資格）（写）  
〇〇〇〇〇Quotation

## 資格要件証明書（審査表）

会社名：

No.	資格要件	証明又は提出資料	確認
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。		
2	令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の東海・北陸地域の競争参加資格を有する。		
3	海外製造又は修理会社の正式見積（Quotation）の提出		
4	納入時に海外製造・修理会社の品質保証書を提出		
5	輸出入の手続きがとれる。		
6	役務請負契約一般条項を適用して契約を締結することが可能である。		
7	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でない。		
8	No.7により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係があり、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でない。		
9	輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項を適用して契約を締結することができる。		
10	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されていない。		

判定

判定